# 〇確認チェックリスト(郵送する前に必ず確認してください)

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

# 【記入例を参考にして必要項目を記入してください】

項目	確認事項	チェック
(1)借入申込書、	・申込書2か所に <u>「氏名」記入</u> ・1 か所 <u>「押印」</u> (太枠内) した	
重要事項説明書、	・重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と <u>「押印」</u> した	
借用書	・借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と <u>「押印」</u> した	
申立書	・申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と <u>「押印」</u> した	
(2)住民票	・住民票に世帯全員が記載されている	
	・借入申込書と住所が一致している	
(3)通帳、または	・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした	
キャッシュカード(写)	・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している	
(4)本人確認書類	<ul> <li>いずれかの本人確認書類をコピーし同封した</li> <li>ア. 運転免許証(住所変更している場合は両面コピー)</li> <li>イ. パスポート</li> <li>ウ. マイナンバーカード(保護ケースに入れたまま表面のみコピー)</li> <li>エ. 健康保険証</li> <li>オ. 在留カード(特別永住者証明書)※外国籍の方の場合</li> </ul>	
(5)同封書類	・すべての書類が揃っている(※本人控え用として同封書類のコピーを1部保管ください) a. 借入申込書(原本) b. 重要事項説明書(原本) c. 借用書(原本) d. 収入減少状況に関する申立書(原本) e. 住民票(世帯全員/原本) f. 預金通帳またはキャッシュカード(コピー) g. 本人確認書類(コピー)	

# 緊急小口資金特例貸付借入申込書

### 社会福祉法人

奈良県社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

- ○記入した**個人情報**については、本制度に必要な範囲で**第三者に提供する**ことに同意します。
- ○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の**関係機関に照会し**、私の**個人情報の提供を受ける**ことに同意します。
- ○私は現在、生活保護を受給していません。
- ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- ○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

		お果、貸付不って相違ありませ		r台、埋E   	田は開示さ	されないことに同	可意しる		<u> </u>	ご記入く	<u>ださし</u>	۱ <u>。</u>	
記力	年月日	令和 年	月 日					支店/受	を付番号	7			
申込金額       万円				据置期 (12か月)	別内) イ.その			還期間 月以内)	ア.24かり イ.その他		償還	方法	
/114	ガ 氏 名					印	性 別	□男□女	生年月日	大正 昭和 平成	年 (注	周	日 歳)
借入申込者	現住所	(〒 −	-	)					自宅電話 携帯電話			)	
	勤務先または					勤務先等住所	ŕ		電	話 (	,	)	
		フリ が 氏 名	続柄	年齢		生年月日		勤務	落先・学村	交名			た罹患者、要 交休校等)
借入申	1		本人		(凡例) 大正=T、F 平成=H、						ウ.学校 エ.感染	休校の予	要介護者 子の世話 らる子の世話
申込者の	2		夫・妻・子・父・ 母・その他			・H・R 月 日					ウ.学校 エ.感染 オ.個人	休校の号 の恐れな 事業主	要介護者 その世話 ある子の世話
世帯状	3		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S 年	・H・R 月 日					ウ.学校 エ.感染 オ.個人	休校の の恐れな 事業主	要介護者 子の世話 ある子の世話
況	4		夫・妻・子・父・ 母・その他		T・S 年	・H・R 月 日					ウ.学校 エ.感染	休校の予	要介護者 その世話 ある子の世話
その他名													
貧	口座振込の場合     金融機関       貸付金     一       振込先     口座番号					支店名 口座名義人	(カタ	カナ)		預金和	重別	□普ì	恿・□当座
借。 ※感 による	振込先 口座番号 口座名義人(カタカナ) 借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入												
本特	例貸付の	·利用実績; □	]ア.今回が初め	っての借	入 口イ.	すでに借入した	きことか	ぶる(受	付目:	/	借用金	盆額	万円)
外国	籍の方で	で在留期間が1年	- 手以内の方; [	□在留其	別間が延長	長の予定							

※窓口記入欄 : □市区町村社協 □労働金庫

# 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

#### 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滯利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して 督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金 の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を都道府県毎に設置しております。

- (1) 奈良県社会福祉協議会の苦情受付窓口 生活支援課 TEL:0744-29-0100(代表) FAX:0744-29-0101
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 TEL・FAX: 0744-29-1212

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び 社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度 要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
  - (1) 住所を変更したとき。
  - (2) 改名・改姓したとき。
  - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。
  - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
  - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
  - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
  - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名 印

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。

# 緊急小口資金特例貸付

# 借 用 書

|--|

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所					
氏 名					印
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生	

### [借入要項]

1	貸付金の 受領方法	借受人が指	受人が指定する金融機関口座への振込による。						
		据置期間	か月(最大 12 か月)						
2 1	貸付金の償還	償還期間	か月(最大 24 か月)_						
		償還方法	□ 月賦償還 □ 一括償還						
3	延滞利子		選期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 日金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。						

# 【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

# 収入の減少状況に関する申立書 (緊急小口資金特例貸付用)

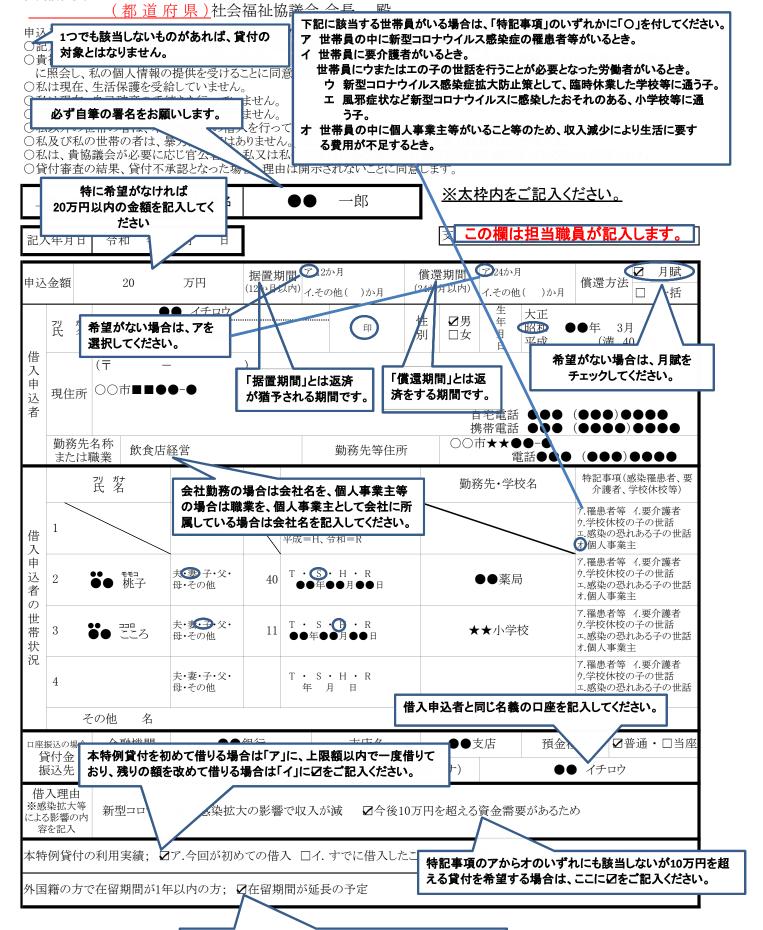
# 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または	
職業	
勤務先所在地	<del>-</del>
	TEL ( )
減少前の収入	令和年月時の月額所得(手取り)は、約 <u>万</u> 円でした。
減少後の収入	令和年月時の月額所得(手取り)は、約 万円でした。
減少の理由	

令和	年	月	日	
	(借入申记	込者)	住 所_ _	
			氏 名	(印)

社会福祉法人



在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに図をご記入ください。

### 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

### 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金(貸付 金)を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関す る情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要 な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することが あります。

(延滯利子について)

償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して 督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接 調査を行う場合があります。

(救済制度について)

借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金 の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所としま す。
- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙③-1 記載、都道府県毎に設置しております。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当部課一覧 (電話·FAX)
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 各都道府県社会福祉協議会代表連絡先一覧 (電話)
- (各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができ ます。)

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び 社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項(生活福祉資金貸付制度 要綱、要領等で規定される事項等)を厳守しなければならない。

- 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。
  - (1) 住所を変更したとき。
  - (2) 改名・改姓したとき。
  - (3) 死亡、または所在不明になったとき。
  - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。
- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付心がずの自筆・押用をお願いします。金口交付を取り消す場 合がある。
  - (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、 他に流用した場合。
  - (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
  - (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
  - (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 ○○市■■●●・

> 氏名 ●● 一郎

印

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本(コピー)は借入申込者が保有してください。

緊急小口資金特例貸付

# 借 用 書

借入申込書でお申込みの金額 をご記入ください。

借	用	金	額	20	万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人

<u>(都道府県)</u>社会

太枠内を自筆し、押印してください。

(借受人)

住 所	○○市■■●●-●	
氏 名	●●  一郎	印
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 3月 25日	生

### [借入要項]

1	貸付金の 受領方法	借受人が指定する金 <del>融機関口座への振</del> 込による。
		据置期間 <u>12 か月(最大 12 か月)</u>
2	貸付金の償還	<u>24 か月(最大 24 か月)</u>
		賞還方法 □ 月賦償還 □ 一括償還
3	延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経 過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利力、徴収します。

### 【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始とな
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となりる
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年 度	資金 貸付けコード 支店/受付番号 - 1 + +	
		この欄は担当職員が記入します。	

借入申込書と同様の期間、償還 方法をご記入ください。

# 収入の減少状況に関する申立書

# ●●県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。 借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先

	/
勤務先名称または	飲食店経営
職業	
勤務先所在地	〒 ***−***
	○○市★★●●−●
	TEL●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得(手取り)は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得(手取り)は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したこと
	による減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。 減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

> 令和●年 ●月 ●●日 (借入申込者) 住 所 ○○市■■●●-● 氏 名 ●● 一郎 (印)